

令和3年度一般会計補正予算(第5号)
補正予算規模 **10億6,430万円**
～新型コロナウイルス感染症緊急対策 第13弾を実施～

新型コロナウイルス感染症による影響が依然として続いていることから、新型コロナウイルス感染症緊急対策第13弾として補正予算を編成しました。

本補正では、新型コロナウイルスワクチン接種希望者全員の年内中の接種完了を目指している中、より一層の接種スピードの加速化を図るとともに、接種対象者の拡大による取組を前倒しするため、守口市民体育館を新たに集団接種会場として増設し、接種体制の更なる充実・強化を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、社会福祉協議会が実施している総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対し、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合、円滑に生活保護の受給につなげるため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給します。

さらに、既に実施している低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）に加え、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯で、児童手当等を受給している方又は18歳未満の子の養育者のうち非課税である方や、感染症の影響を受け家計が急変するなど、収入が非課税水準相当以下となった方に対し、対象児童1人あたり一律5万円を支給します。

【1】 予 算 規 模

(単位:千円)

区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
一 般 会 計 予 算	65,806,917	1,064,297	66,871,214

【2】 一般会計予算の内訳

歳入

(単位:千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
1 国庫支出金		18,731,091	690,357	19,421,448
	1 国庫補助金	3,244,990	690,357	3,935,347
2 繰入金		1,182,857	373,940	1,556,797
	1 繰入金	1,182,857	373,940	1,556,797
補 正 さ れ な か っ た 款 に 係 る 額		45,892,969	—	45,892,969
歳 入 合 計		65,806,917	1,064,297	66,871,214

歳出

(単位:千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
1 民生費		36,428,332	526,157	36,954,489
	1 社会福祉費	13,738,727	245,242	13,983,969
	2 児童福祉費	12,065,078	280,915	12,345,993
2 衛生費		6,311,746	538,140	6,849,886
	1 保健衛生費	4,069,727	538,140	4,607,867
補 正 さ れ な か っ た 款 に 係 る 額		23,066,839	—	23,066,839
歳 出 合 計		65,806,917	1,064,297	66,871,214

補正予算の概要

◎守口市一般会計補正予算（第5号）

（単位：千円）

合計 1,064,297

1. 新型コロナウイルス感染症対策

感染拡大の防止等

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 538,140

- ・現在、65歳以上の接種希望者を7月末までに接種完了できるよう接種体制を拡充し、更に65歳未満の接種希望者全員の年内中の接種完了を目指し、鋭意取り組んでいます。より一層の接種スピードの加速化を図るとともに、接種対象者の拡大による取組を前倒しするため、守口市民体育館を新たに市内4箇所目となる集団接種会場として増設し、接種体制の更なる充実・強化を図ります。

※集団接種会場：市民保健センター、守口文化センター、守口市立図書館、市民体育館

市民の生活と暮らしを守る

(2) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業 245,242

- ・社会福祉協議会が実施している総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対し、就労による自立や、円滑な生活保護の受給につなげるため、収入・資産要件など一定条件を満たす世帯に対し、3箇月にわたり、最大30万円の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給します。

①支給対象者

総合支援資金の再貸付の終了などにより、特例貸付を利用できない世帯

※一定額以下の収入及び資産、求職活動等の要件があります。

②支給額（1月当たり）

- ・単身世帯：6万円
- ・2人世帯：8万円
- ・3人世帯以上：10万円

③支給期間

令和3年7月以降の申請月から3箇月（申請受付は8月末まで）

※詳細については、決定次第、市ホームページ等でお知らせします。

子育て世帯の生活と暮らしへの支援

(3) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 支給事業 280,915

- ・ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯で、児童手当又は特別児童扶養手当を受給している方若しくは18歳未満の子の養育者のうち非課税である方や、感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が非課税水準相当以下となった方に対し、対象児童1人あたり一律5万円を支給します。

①支給対象者

次のア、イのいずれかに該当する方

ア：令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和3年度の住民税均等割が非課税の方（申請不要）

イ：上記アのほか、対象児童（令和3年3月31日時点で18歳未満の子（障がい児については20歳未満）※）の養育者であって、次の要件のいずれかに該当する方（申請が必要）

※令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象

- ・令和3年度の住民税均等割が非課税の方
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方と同様の事情にあると認められる方

②支給額

- ・児童1人当たり一律5万円

③支給スケジュール

- ・上記アの対象者には、支給日が決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。（申請不要）
- ・上記イの対象者には、申請受付開始日などの詳細が決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。（申請が必要）